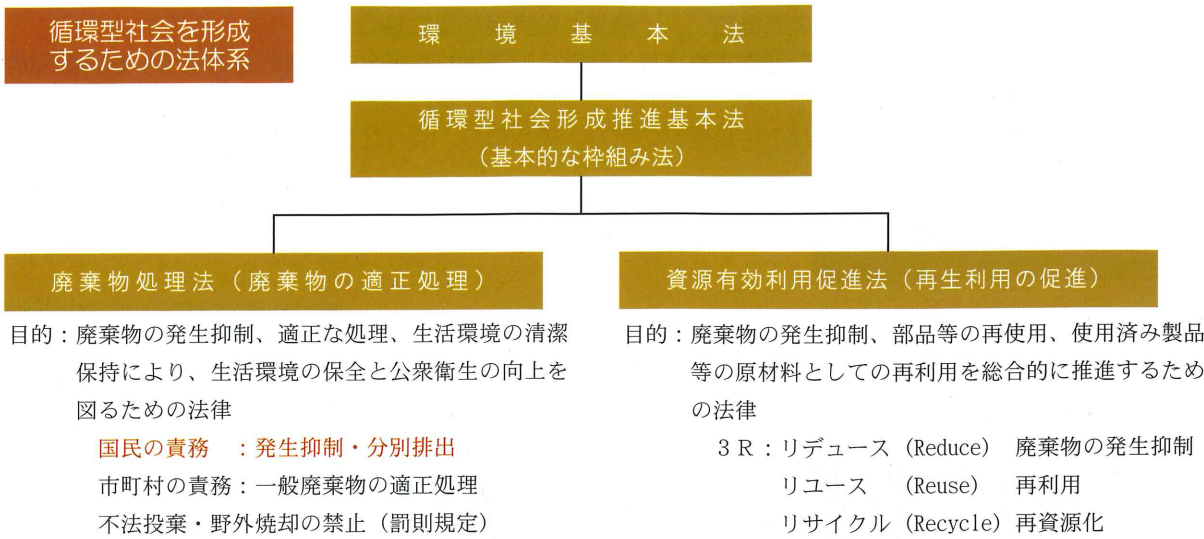


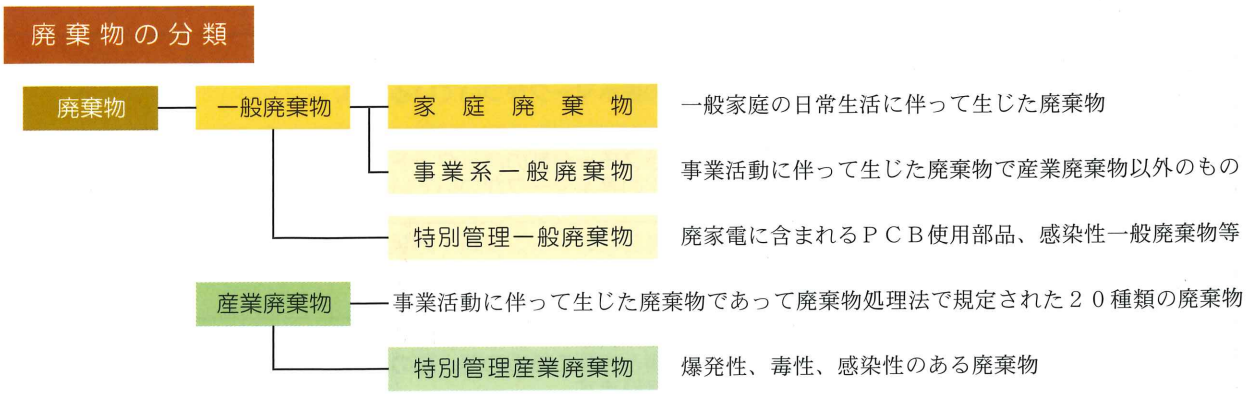
廃棄物制度のしくみ

ごみの発生抑制とリサイクル社会を構築するため、「循環型社会形成推進基本法」はもとより、各種のリサイクル法が制定され、消費者（住民）・市町村（組合）・事業者（製造メーカー等）に、それぞれの役割と義務が規定されています。

家庭から排出される廃棄物は、以下の法律に基づき処理されます。



個別物品の特性に応じた規制	容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■役割：消費者による分別排出、容器包装の市町村による分別収集、容器包装の製造・利用者による再商品化 ■対象の容器包装：段ボール、紙パック、紙製容器包装、スチール缶・アルミ缶、ペットボトル、ガラスびん（無色・茶色・その他のガラスびん）、プラスチック製容器包装
	家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■役割：消費者による回収・リサイクル費用の負担、廃家電を小売店が消費者より引き取る、製造業者等による再商品化 ■対象機器：テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
	小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■役割：消費者による分別排出、市町村による分別収集・引き渡し、製造業者等による循環利用 ■対象機器：パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書、ゲーム機、電源アダプタ、電気カミソリ等
	食品リサイクル法	食品の製造・加工・販売業者：食品廃棄物の再資源化
	建設リサイクル法	工事の受注者：建築物の解体・建築廃材等の資源化
	自動車リサイクル法	自動車所有者：リサイクル料金の負担、自動車製造業者：再資源化等



- 廃棄物制度のしくみ
- 3R活動への取り組み
- ごみ処理の流れ
- ごみ処理の現状と課題
- ごみ処理の状況と有料化の効果
- 指定ごみ袋の種類と販売価格
- 資源とごみの分け方と出し方への案内
- 燃えるごみ
- 古紙類
- 紙製容器包装
- 衣類等
- かん類・金属類
- びん類
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装
- 燃えないごみ
- 粗大ごみの処理の仕方
- 廃家電品の処理の仕方
- 農薬空容器の回収案内
- 施設利用のご案内
- その他の回収案内
- ごみ集積所に出せないもの・受入できないもの
- よくある質問
- 資源とごみの分別辞書
- 組合からのご案内

一般廃棄物の半分以上を占める容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するため、消費者（住民）が分別排出・市町村が分別収集・事業者が再商品化（リサイクル）するというそれぞれの役割分担を規定し、ごみの減量と資源の有効利用を図る法律です。

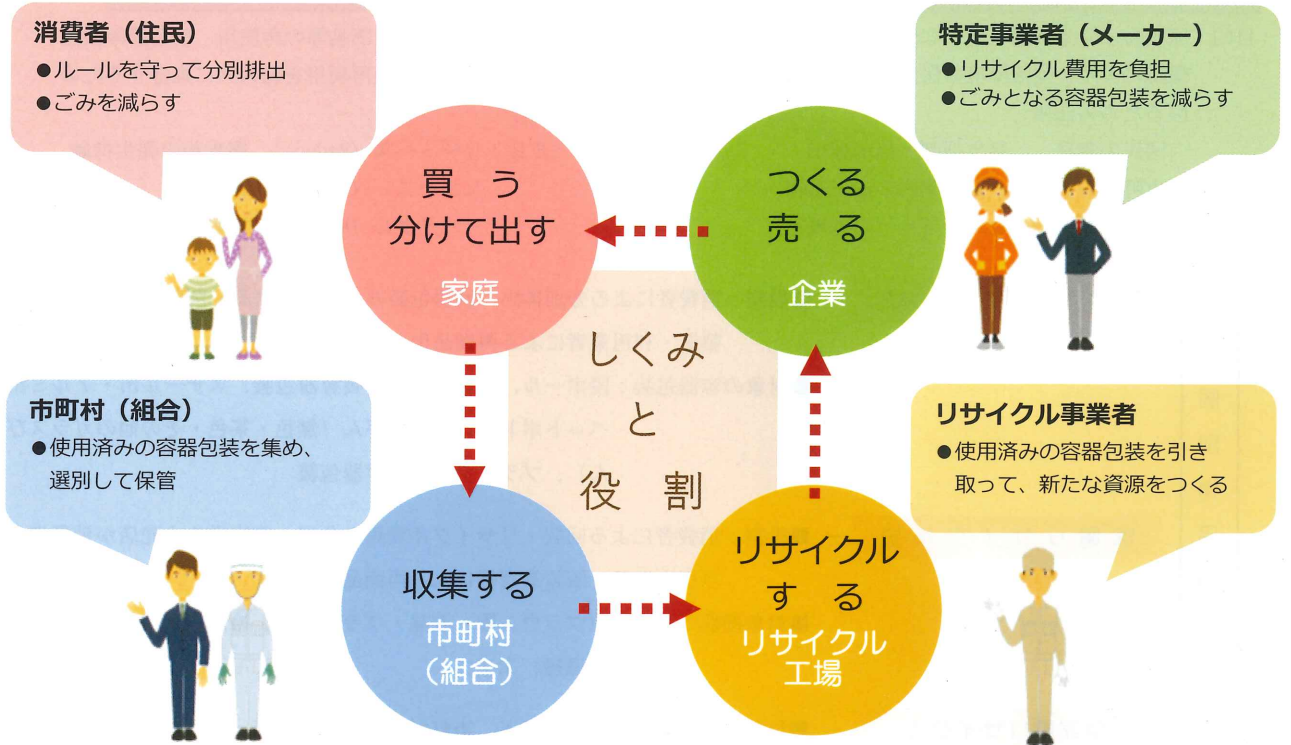
容器包装とは？

「容器」とは商品を入れるもの（袋も含む）、「包装」は商品を包むものです。

容器包装リサイクル法では「商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を容器包装と定義されています。

つまり、「容器や包装であって商品の中身を出したり、使ったり、食べたりしていらなくなるもの」をいいます。

容器包装リサイクル法のしくみ



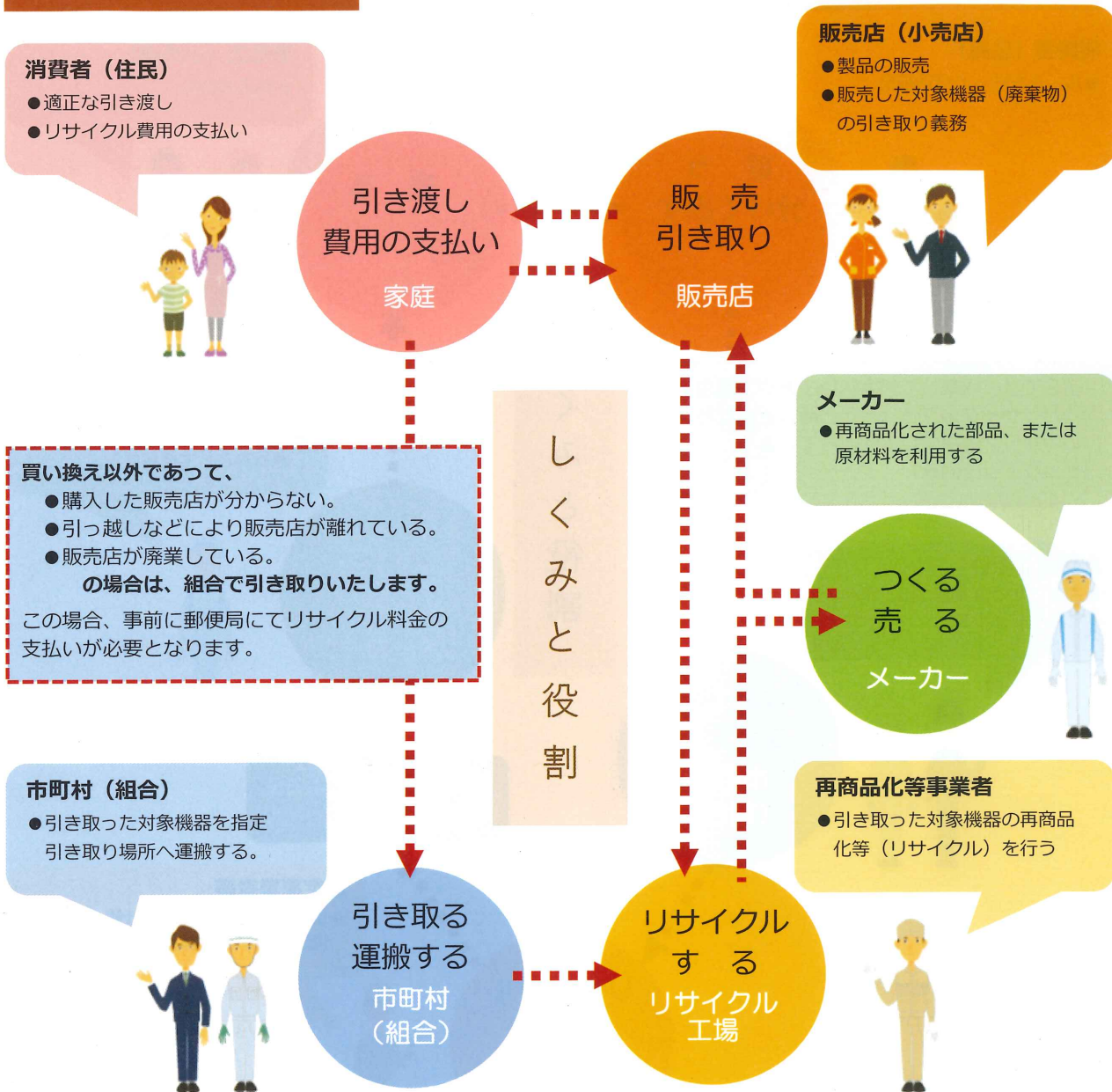
対象となる容器包装の識別表示など

識別表示マーク（義務）	アルミ缶		ドリンク類・酒類などのアルミ缶で左記の表示マークがついているもの
	スチール缶		ドリンク類・酒類などのスチール缶で左記の表示マークがついているもの
	紙製容器包装		紙袋、包装紙、台紙、包み紙、お菓子などの紙箱、紙製の缶・カップなどの容器で、左記の表示マークがついているもの。
	ペットボトル		酒類・ジュース類・醤油などの調味料のペットボトル容器で、左記の表示マークがついているもの。
	プラスチック製容器包装		プラスチック製のパック・トレイ類、ボトル類、レジ袋などで、左記の表示マークがついているもの。
自主的表示マーク	紙パック		牛乳などのドリンク類・酒類・調味料用の紙パックで左記の表示マークがついているもの。なお、内側にアルミを使用しているものは対象外となります。
	段ボール		左記の表示マークがついているもの。段ボールは厚みに関係なく、外側と内側の紙板の間、芯の部分が波板になっているものが該当となります。

家電リサイクル法

リサイクルが困難な廃家電品は、様々な資源が多く含まれていることから、これらの資源の有効利用を図るため、販売店には引き取り、製造業者等（メーカー）には再商品化が義務付けられ、消費者（住民）には、販売店等への引き渡しと、収集運搬料金とリサイクル料金を負担するなどの役割分担が定められた法律です。

家電リサイクル法のしくみ



対象となる廃家電品は？

テレビ	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
<p>ブラウン管式テレビ 液晶式・プラズマ式 テレビなど</p>	<p>壁掛け形のセパレート形 床置き形のセパレート形 など</p>	<p>冷蔵庫・冷凍庫 保冷庫・冷温庫 ワイン庫など</p>	<p>洗濯乾燥機 全自動洗濯機 衣類乾燥機など</p>



注意

家電4品目 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 の処理の方法については、35頁をご覧ください。

廃棄物制度のしくみ

3R活動への取り組み

ごみ処理の流れ

ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の状況と有料化の効果

指定ごみ袋の種類と販売価格

資源とごみの分け方と出し方への案内

燃えるごみ

古紙類

紙製容器包装

衣類等

かん類・金属類

びん類

ペットボトル

プラスチック製容器包装

燃えないごみ

粗大ごみの処理のし方

廃家電品の処理のし方

農業空容器の回収案内

施設利用のご案内

その他の回収案内

ごみ集積所に出せないもの・受入できないもの

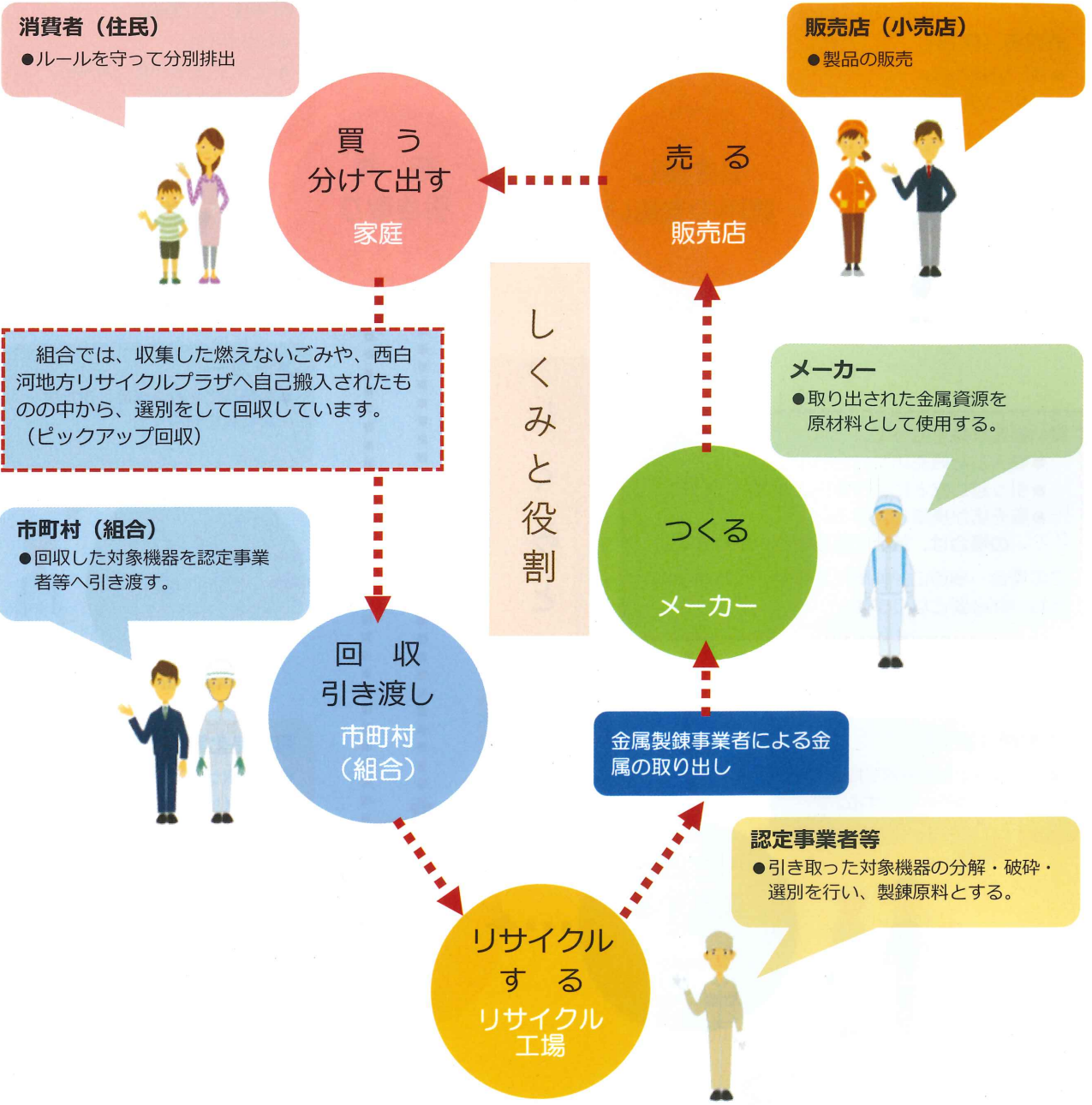
よくある質問

資源とごみの分別辞書

組合からのご案内

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれていることから、デジタルカメラやゲーム機などの使用済小型電子機器の再資源化を促進するため、基本的方向、量の目標、促進のための措置等を定めた法律であり、平成25年4月より施行されています。

小型家電リサイクル法のしくみ



対象となる廃家電品は？

使用済小型電子機器(ご家庭の電気や電池で動く製品が幅広く対象となります。)

電話機、FAX、携帯電話、PHS、ACアダプタ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、デジタルオーディオプレイヤー、ステレオセット、パソコン、ハードディスク、USBメモリ、DVDレコーダー、プリンター、電卓、炊飯器、電子レンジ、アイロン、掃除機、キーボード、デジタル時計、ゲーム機など



注意

家電4品目 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 は家電リサイクル法の対象であり、回収方法は小型家電とは異なりますのでご注意ください。詳しくは35頁をご覧ください。